

【参考】 回答自治体(151自治体)における学校選択制に関するこれまでの検討状況

① 検討会議等における検討有無

- ・ 検討したことがある … 24 (16%)
- ・ 検討したことがない … 126 (83%)
- ・ 無回答 … 1 (1%)

② 検討会議等の委員構成

(回答自治体数：24) ※ 回答は複数回答

- ・ 地域代表を入れている … 16
- ・ 保護者を入れている … 14
- ・ 学校関係者を入れている … 20
- ・ 学識経験者を入れている … 16
- ・ 行政関係者を入れている … 16
- ・ その他の者を入れている … 9

(その他の者の内訳： 社会教育関係者、福祉関係者、市町村議会議員、市民公募委員、企業関係者など)

③ 検討会議等での学校選択制の導入についてのとりまとめ内容について

- ・ 学校規模の適正化にかかる中で検討したが、現状から制度的な選択制は馴染まず、個々の状況に応じて対応することにした。
- ・ 地域特性・学校と地域との結びつき、児童生徒の安全面等を考慮すると、学校選択制を導入するより指定校変更基準の緩和が適切と判断した。
- ・ 住民は地域の学校という意識が高く、学校選択制を導入すると自治会・子ども会といった地域活動に亀裂が生じたり、地域への意識が希薄になるおそれがあるため、学校選択制への理解は得られにくい。
- ・ 学区制の大きな意義の一つは、地域と学校の連携であり、学区制を基本としつつ指定学校変更が認められる基準を拡大していく(学区弾力化の推進)
- ・ 通学区域制度を含めた議論の中で、家庭・地域との連携による学校教育の推進が確認された。

小・中学校における就学校の変更の状況について

平成21年12月21日

今般、文部科学省では、市区町村及び学校組合（以下「市区町村等」という。）を対象として、就学校の変更等に関する実態把握を実施しました。この実態把握は、就学校の変更に関する事務の適切な運営が市町村教育委員会において確保されることを目的として、就学校の変更に関する事務の実施状況を把握し、今後、必要な指導・助言等を行うために実施したものです。

このたび、集計結果がまとまりましたので公表します。

1 調査事項

(1) 学校教育法施行規則に規定する手続等の遵守状況について調査

○ 就学校指定の通知における保護者の申立ができる旨の明示の状況（同規則第32条第2項関係）

・同規則第32条第2項

「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。」

○ 就学校の変更を認める場合の要件・手続についての策定及び公表の状況（同規則第33条関係）

・同規則第33条

「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。」

(2) 就学校の変更が認められてよい事由として、文部科学省が累次の通知において、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を示しているが、その対応状況について調査

2 調査対象

平成21年11月1日現在、小学校又は中学校を2校以上設置している市区町村等が対象

	調査対象市区町村等数	市区町村等数総数(※)
小学校	1,621	1,805
中学校	1,284	1,822

※小学校を設置する学校組合数と中学校を設置する学校組合数とが異なるため、市区町村等総数が異なっている。

3 調査結果

(1) 学校教育法施行規則に規定する手続等の遵守状況について（平成21年11月1日現在）○ 就学校指定の通知における保護者の申立ができる旨の明示の状況（同規則第32条第2項関係）

	入学時(※1)			年度途中	
	明示	非明示	対象外(※2)	明示	非明示
小学校	1,616	0	5	1,596	25
中学校	1,284	0	0	1,265	19

※1 平成22年度入学者に対する就学校指定の通知における取組状況を調査

※2 「対象外」とは、平成22年度から統合して1校になる市区町村等

○ 就学校の変更を認める場合の要件の策定及び公表の状況(同規則第33条関係)

	策定済				未策定		
	計	公表済	今後公表	公表予定なし	計	今後策定	策定予定なし
小学校	1,604	1,570	34	0	17	17	0
中学校	1,277	1,250	27	0	7	7	0

○ 就学校の変更を認める場合の手続の策定及び公表の状況(同規則第33条関係)

	策定済				未策定		
	計	公表済	今後公表	公表予定なし	計	今後策定	策定予定なし
小学校	1,605	1,565	40	0	16	16	0
中学校	1,278	1,245	33	0	6	6	0

(2) 就学校の指定の変更の対応状況について

平成21年度入学時及び平成20年度の学年途中における、保護者の申立による児童生徒の就学校の変更の対応状況は、以下のとおりである。

【入学時】

	認めた事例のある 市区町村等数	申立件数	変更件数	変更の理由(市区町村等の数)			
				いじめ等	通学距離	部活動等	その他
小学校	1,060	35,345	34,778	150	553	75	862
中学校	866	25,975	25,091	335	374	367	586

【学年途中】

	認めた事例のある 市区町村等数	申立件数	変更件数	変更の理由(市区町村等の数)			
				いじめ等	通学距離	部活動等	その他
小学校	1,179	96,615	96,214	407	537	184	984
中学校	974	40,522	40,261	471	324	312	769

[就学校指定の変更状況\(小学校入学時・中学校入学時\)、就学校指定の変更の理由\(小学校入学時・中学校入学時\)](#)
(PDF:68KB) 

[就学校指定の変更状況\(小学校学年途中・中学校学年途中\)、就学校指定の変更の理由\(小学校学年途中・中学校学年途中\)](#)
(PDF:68KB) 

[就学校指定の変更の都道府県・指定都市別集計表\(小学校\)](#) (PDF:251KB) 

[就学校指定の変更の都道府県・指定都市別集計表\(中学校\)](#) (PDF:119KB) 

[関係法令](#)

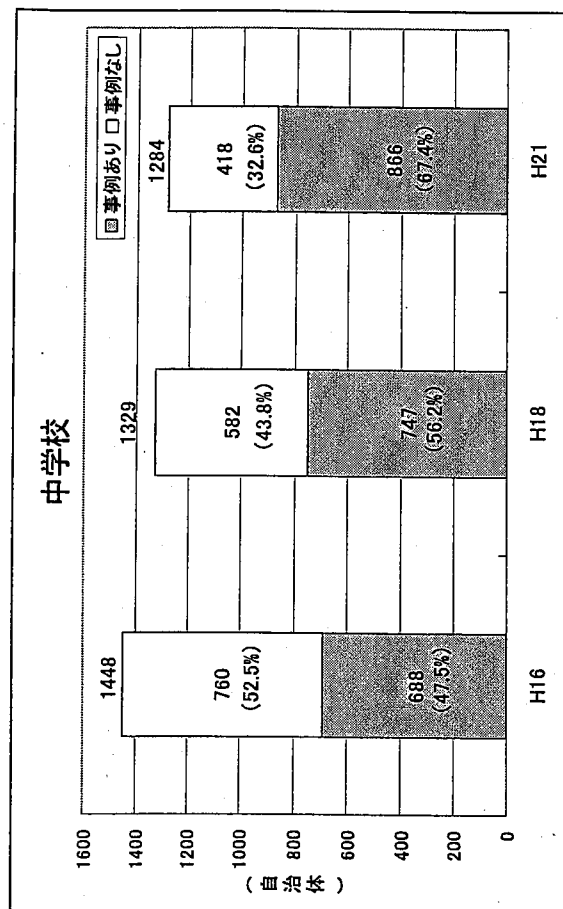
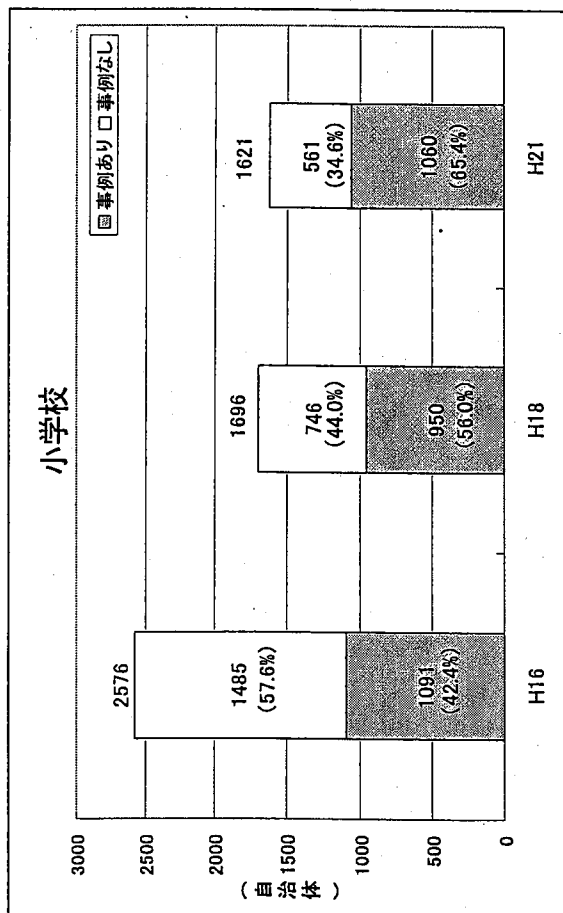
お問い合わせ先

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

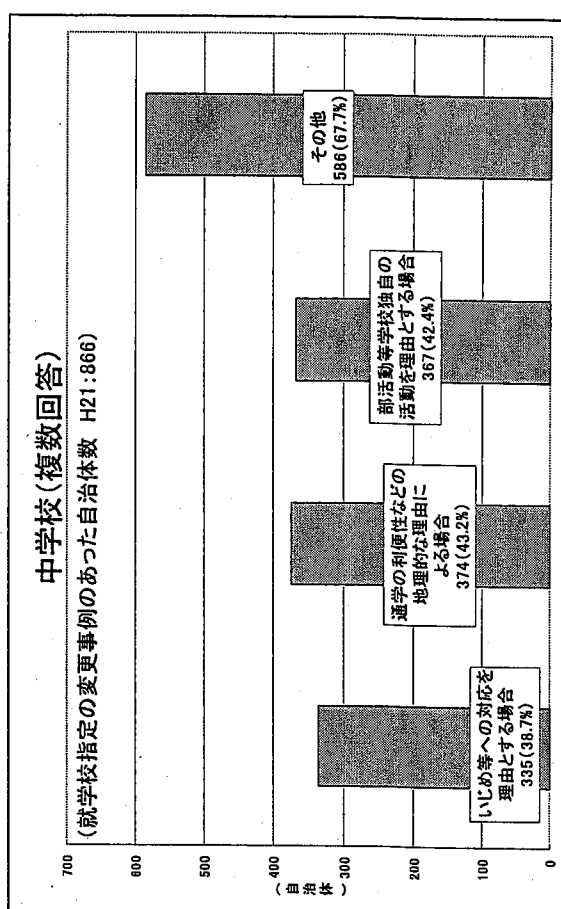
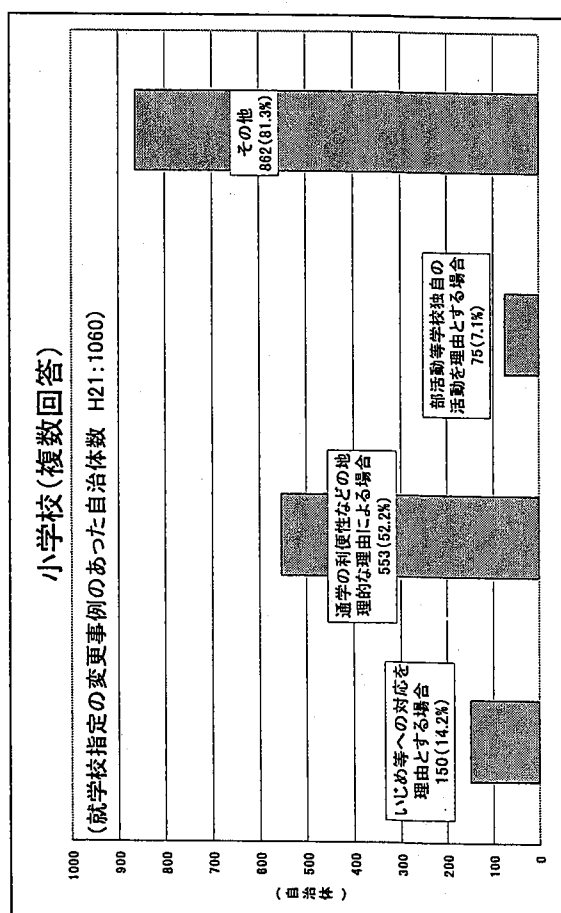


PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

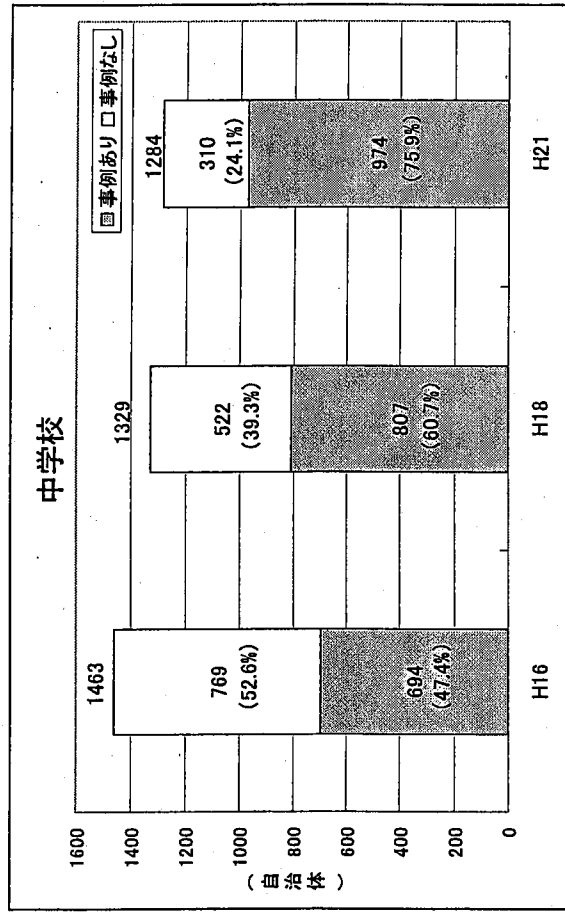
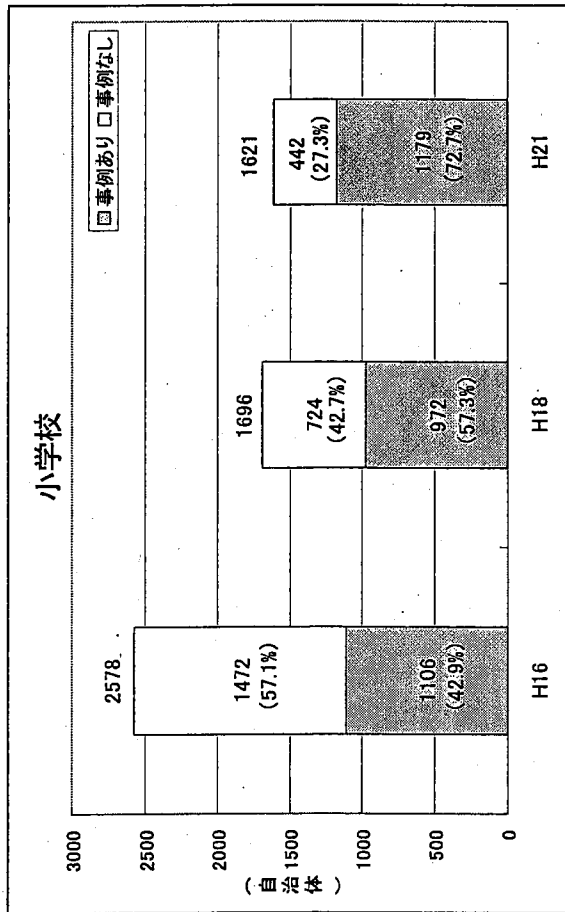
就学校指定の変更状況（入学時）



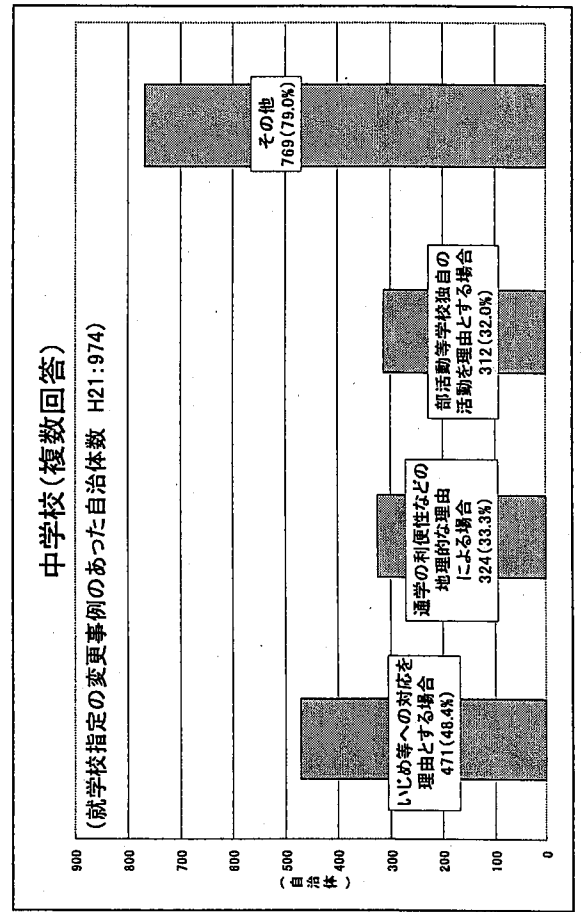
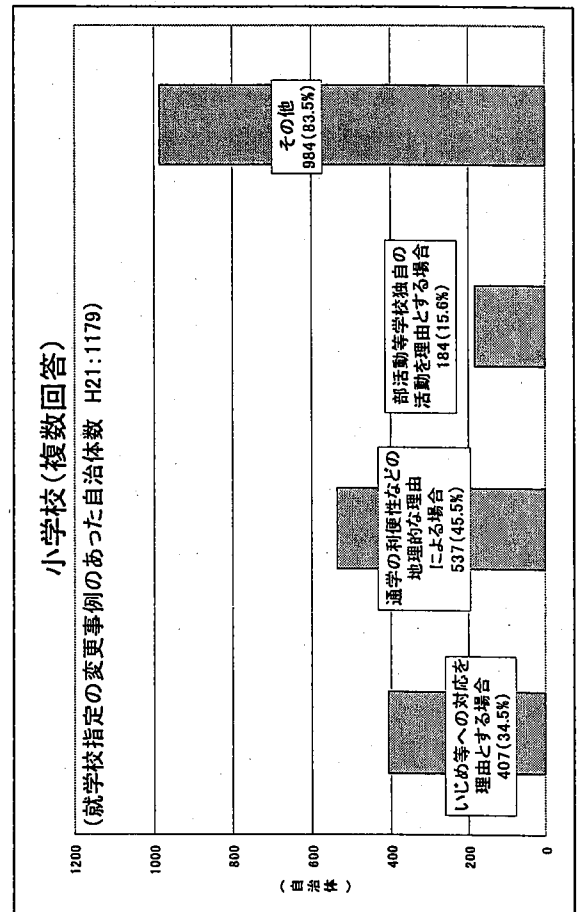
就学校指定の変更の理由（入学時）



就学校指定の変更状況（学年途中）



就学校指定の変更の理由（学年途中）



○教育委員会の事務の委任等に関する規則

昭和28年8月7日
(教)規則第9号

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則を次のように制定する。

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定により大阪市教育委員会(以下委員会という。)の権限に属する事務の委任等に関して規定することを目的とする。

第1条の2 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを教育長に委任する。

(1) 農地等についての権利の取得、処分及び設定に関する許可申請その他諸手続に関すること

(2) 不動産の登記嘱託に関すること

第2条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、区長がこれを補助執行する。

(1) 区内の学校教育に関すること

(2) 区内の社会教育に関すること

(3) その他区内の教育事務に関すること

第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

(1) 配分予算の範囲内における予算の執行その他の計理事務に関すること

(2) 選挙に関する法令又は規定に基く学校施設の使用及び公営の実施に関すること

(3) 小学校児童及び中学校生徒の就学に関すること

(4) 別に定める方針に基く小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関すること

(5) 支出命令書の発行に関すること

第4条 区長は、前2条の規定による事務の処理に関しては委員会の指揮監督を受け、報告の義務を負うものとする。

附 則

この規則は、昭和28年9月1日から施行する。

附 則(昭和30年8月30日(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年7月1日(教)規則第8号)

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和46年10月28日(教)規則第17号)

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日(教)規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日(教)規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年7月19日(教)規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年4月1日(教)規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年4月30日(教)規則第45号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日(教)規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○ 小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針

制 定 昭 26・ 1・ 23 市 教 委 達1

最近改正 昭 36・ 6・ 22 市教育長達4

大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 3 条第 6 号に規定する小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針を次のように定め昭和 26 年 1 月 23 日から適用実施する。

学校の開設又は児童生徒の収容対策其他通学区域の実状によりこれが設定変更若しくは暫定調整を行う必要がある場合は次の基準に従い関係学校長の意見を徴し区長に於いて決定するものとする。

尚決定後は所定様式によって市教育委員会教育長宛報告書提出するものとする。

- 1 原則として同一区内に限ること。但し、他の区にわたる場合は当該区と協議の上決定すること
- 2 学校の所在位置通学距離及び将来の収容対策等を配慮の上決定すること
- 3 新設開校の場合は事前に市教育委員会教育長と打合せの上決定すること
- 4 暫定調整は出来得る限り通学区域の変更を前提として行うこと
- 5 校舎の新增築等の施設上影響大なるものについては事前に市教育委員会教育長と打合せの上決定すること

附 則〔昭 28・ 8・ 31 日市教委達 1〕

この改正規定は、昭和 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則〔昭 36・ 6・ 22 日市教育長達 4〕

この改正規程は、昭和 36 年 7 月 1 日から施行する。